

○飯塚市販路開拓支援補助金交付要綱

平成22年7月20日

飯塚市告示第180号

改正 H24-293、H26-99、H29-63、H30-71

(趣旨)

第1条 中小企業者の振興及び発展を図るため、中小企業者が商品の販路開拓(以下「事業」という。)に要する経費に対し、補助金を交付するものとし、その交付に關し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号) 第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市内に主たる事業所又は事務所を置く事業者をいう。

(H30-71一改)

(2) 商品 中小企業者が自社で開発した製品、技術、サービス等をいう。

(3) 展示会 中小企業者の事業のために自社製品及び技術力を紹介するための展示会、見本市等であって、次の条件を満たすものをいう。

ア 官公庁等公的機関の主催、共催、後援又はこれに準ずるもの(海外で開催されるものを含む。)であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

イ 年度内に開始し、終了するもの

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当し、市長が認めるものとする。

(1) 中小企業者であること。

(2) 優れた商品を開発し、積極的に事業に取り組む計画を有していること。

(3) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- (3) 暴力団員が役員となっている者
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(H26-99追加)

(補助の対象期間)

第4条 補助の対象とする期間は、交付決定を行った年度に属する3月31日までとする。

(補助事業の着手時期)

第5条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項のただし書により補助金を受けようとする者は、交付申請書に事前着手理由書を添付し提出するものとする。

(補助の対象事業)

第6条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 当該商品に新規性、独自性及び市場性があり、その生産計画の実現可能性があると認められること。
- (2) 申請時における当該商品の販売期間が概ね5年以内(補助対象期間中に販売開始の見込みがあるものを含む)であること。
- (3) 当該事業者が、当該商品について、過去にこの告示の補助を受けていないこと。
- (4) 当該商品が関係法令に適合していること。

(補助の対象経費)

第7条 補助対象となる経費は、対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

2 補助対象となる経費には、交付決定を行った年度に属する4月1日から交付決定のあった日の間に支出した当該事業の経費を含むことができる。

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度として予算の範囲内で市長が定める。

2 前項の場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第9条 補助金の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長

に提出しなければならない。

- (1) 商品の内容がわかる書類
 - (2) 経費の積算根拠となる書類の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (意見の聴取)

第10条 市長は、前条の申請があった場合、補助金の交付の決定にあたっては、学識経験者の意見を聞くものとする。

(H29-63一改)

(補助事業の変更)

第11条 補助金の交付の決定を受けた中小企業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事由が生じたときは、補助事業変更承認申請書を市長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(補助事業の遅延等)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の中止等)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助事業中止(廃止)承認申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第14条 飯塚市補助金等交付規則第7条により、補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の実施状況について、事業実施後状況等報告書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助の申請に係る申請書等の様式その他必

要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 飯塚市展示会出展等支援事業補助金交付要綱(平成21年飯塚市告示第177号)は、廃止する。

附 則(平成24年8月17日 告示第293号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日 告示第99号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年3月9日 告示第63号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日 告示第71号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

(H24-293一改)

経費区分	種 別	内 容
謝 金	謝 金	専門的知識を有する専門家に依頼し、指導または相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
旅 費	専 門 家 旅 費	専門家から販路開拓に関する調査及び指導を受ける場合において必要となる旅費
	職 員 旅 費	商談または展示会への出展に要する旅費
事 務 費	展示会出展料	展示会へ出展するために支払われる出展料(セミナー出展を含む)及び出展小間料
	印 刷 製 本 費	チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷製本費として支払われる経費
	通 信 運 搬 費	郵便代、運搬代等として支払われる経費
	通訳・翻訳料	展示会等での通訳に支払われる経費 資料等の翻訳に支払われる経費
委 託 費	委 託 費	販路開拓に関する事業の一部を委託するために要する経費